

平成 19 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

- 1.日時 平成 19 年 8 月 24 日（金曜日）午後 7 時 00 分開会、午後 8 時 20 分 閉会
- 2.場所 田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
- 3.付議事案 別紙のとおり
- 4.出席委員
被保険者代表：葛木 秀明、佐々木 茂、村田 高明、平山 喜弘、本橋 英次
保険医代表：玉置 肇、石田 秀世、金城 寛、吉岡 政雄
公益代表：清水 文子、栗生 晋、松川 正秀、星川 信夫
被用者保険等保険者代表：関野 元男
- 5.欠席委員 佐藤 信秀、吉岡 重保、竹田 和行
- 6.事務局 副市長 加藤、市民部長 神作、市民部参与 岡山、健康年金課長 冥賀、
国保給付係長 石橋、国保給付係主査 藤澤、国保給付係主査 貫井
- 7.会議録署名委員 村田 高明、平山 喜弘
- 8.配付資料
資料 1 国保加入者の負担割合
資料 2 一部負担金に係る所得の額の算定に関する特例（政令案）
資料 3 国民健康保険特別会計決算の概要

1 開会

清水会長

皆様、こんばんは。「暑いですね」というのは禁句らしいのですが、やはり「暑いですね」と言ってしまうような、本当に猛暑が続いておりますけれども、本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、平成 19 年度第 2 回国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

本日は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

また、佐藤委員と竹田委員は事前に御欠席の御連絡をちょうだいしております。関野委員については、10 分から 15 分ぐらい遅れるという御連絡が入っているようでございます。

2 会議録署名委員の指名

清水会長

それでは、会議録署名委員の御指名をさせていただこうと思います。

本日は、村田委員と平山委員にお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

(傍聴希望者の確認)

清水会長

きょうは、傍聴はどうでしょうか。

事務局

いらっしゃいません。

清水会長

ということで、それでは議題に入らせていただこうと思います。

3 議題

(1)【諮問事項】一部負担金の負担割合について

清水会長

前回に引き続いて、一部負担金の負担割合についてということで審議をしてみたいと思います。前回、事務局から経過措置が政令等で出るかもしれないと。それが出れ

ば、そのことも含めて議論してほしいということが申し上げられておりましたけれども、その辺、どのようになったか、事務局から御説明をいただきたいと思います。

事務局

まず初めに、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料 1 として「国保加入者の負担割合」、資料 2 として「政令のたたき台（案）国民健康保険料」、資料 3 として「国民健康保険特別会計決算の概要」、これら 3 点を本日お配りさせていただいております。

それでは、資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

前回の協議会で加入者の負担割合の状況ということで御質問をいただきました。それに対して資料 1「国保加入者の負担割合」という表を作りましたのでご覧ください。こちらを見ていただきますと、3 歳未満が現在 2 割負担となっております。3 歳から 70 歳未満の方は国保一般、退職者医療制度を御利用になっている方とも 3 割負担となっております。70 歳から 75 歳未満の方については、一般は 1 割でございます。一定額以上の所得のある現役並みの方は 3 割と、負担割合が定められてございます。75 歳以上の方につきましては、一般が 1 割、現役並みの方が 3 割という状況でございます。

これが来年、20 年 4 月から未就学児の方が 2 割負担、就学児から 70 歳未満の方が 3 割負担、70 歳から 75 歳未満が一般が 2 割、現役並みの方が 3 割となります。75 歳以上の方については、一般が 1 割、現役並みが 3 割ということでございます。この中で、表であらわしてございますように、就学前の方、70 歳から 75 歳未満の方が 1 割から 2 割に引き上げを、来年 20 年 4 月から改正させていただきたいということで諮問をさせていただいております。

前回の協議会で、国から経過措置が示されるというお話をさせていただきました。それについて資料 2 をごらんください。「一部負担金に係る所得の額の算定に関する特例」という形で、現在これはまだたたき台でございます。正式な政省令の方がまだ出ていませんので、国で示されたたたき台を本日配付させていただいております。

こちらの 2 のところで、「療養の給付を受ける日の属する月が平成 20 年 7 月までの間、第 27 条第 3 項の規定にかかわらず、同条第 2 項の規定は、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者及び旧国保被保険者について基準収入額が 520 万円（当該世帯に他の被保険者又は旧国保被保険者がいない者にあつては、383 万円）に満たな

い者については、適用しない」という記述がございます。こちらについて、現行法の中で取り扱いとして、現役並みの所得判定というものがございます。そちらの所得区分の判定基準としては、「同一世帯に課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上の国保被保険者又は老人保健で医療を受ける人がいる人」という規定がございます。課税所得が 145 万円を超える 70 歳以上の方については現役並み負担をしていただくという規定でございます。

こちらにただし書きがありまして、ただし、70 歳以上の被保険者及び医療を受ける人の収入の合計が 520 万円未満、一人の場合は 383 万円未満であると申請した場合には、一般区分と同様になるという規定がございます。これについては課税所得でたん 145 万円以上という規定を設けてございますが、税法上、収入額から必要経費を差し引いた残りの所得からさらに各種所得控除額を差し引いた残りが課税所得という扱いになります。しかし、営業なさっている方とか個人経営なさっているような場合は必要経費の額が個々に違うということで、年金所得者のように収入が同じではないため、その収入額によっても判定基準を定めるという現行法の中で適用を行っております。その規定を来年 20 年 7 月までの間については、現在の判定基準をそのまま引き継ぐという扱いを経過措置として定めるということでございます。

現在このような形で、政令の方が出てございませぬけれども、前回にもお話ししましたが、10 月に保険証の切り替え、一斉更新がございます。そのときに「3 歳未満を就学児前まで拡大します」と、国保被保険者の方に御通知を差し上げたいということで、今回、できますれば前回諮問した内容をもちまして答申をいただければと考えてございます。

清水会長

以上御説明をいただきましたので、前回の審議の内容等を踏まえて御質問があればどうぞお願いいたします。きちんとしたものは出ていない様子なのですが、今御説明があったように、平成 20 年 7 月までは現在の判定基準を経過措置として適用するということのようです。

玉置委員

未就学児の 2 割負担ですけれども、さらに都や市から補助があって、ほとんど全額無料化という問題が動き出すのはいつからですか。

事務局

市の制度の中で未就学児の方について補助を行うという制度はございます。それによって実際にかかれる方については費用負担はありませんが、国民健康保険として負担割合を引き上げさせていただくという扱いを今回諮問させていただいております。

玉置委員

西東京市としては、未就学児が自己負担なく全額無料になるのは実際はいつからなんですか。

事務局

申しわけございません。確認しますので少々お時間をいただきたいと思います。

玉置委員

この問題については、やはり自己負担割合ですよね。それを明示してくれないと、例えば70歳から75歳未満が今度2割になって、未就学児も2割で、この表では同じなのですけども、実際は未就学児の方が無料になってしまうということなので、そこら辺の問題については論じなくていいのですかね。

事務局

現在、3歳の方を想定いたしますと2割負担ということになってございます。この2割負担の部分を市の制度なり都の制度の中で補助するという制度でございまして。ですから、それに少子高齢化の対策の中で各保険者の方に、このような形で国が国保法の中で改定されてきているという状況で、児童にかかる経費に医療費の負担を、各家庭の負担を軽減するというところで就学児前まで拡大を図るということでございます。

事務局

制度的に別の制度で、社会保険の被利用者の児童の方についても補助をしているわけでしょう。だから国保の制度と補助制度というところでやっているんですね。

清水会長

あくまでも、国保は国保としての収支をするということで、未就学児2割負担で計上しているということでしょうか。

事務局

そうです。だから国保の条例のつくり方としてはこのような条例のつくり方をすることですね。一般の市の施策として、別にその負担についての補助制度があるとい

う考え方です。

佐々木委員

教えていただきたいのですけれども、そうしますと、未就学児については政令ではないと。市の別途の措置としてそれはやられるということというふうに伺ったのですが、それは予算的には国保の会計とは関係ないと。

事務局

はい。

玉置委員

ただ、裏ではつながっていますよね。国保の財源ではなく一般財源として。それとは関係していると思うのですけどね、その辺はやらなくていいんですかねということなんです。確かに言っている意味はわかるのですけど。出どころの表向きは、一般財源と国保財源は別だから、別会計だからというのですけれども、実際の市民の負担としては全然違うわけで、国保の方に一般財源が全然入っていなければ別ですけれども、かなり入っていますから。

清水会長

でも、そこまで運協でできますか。

玉置委員

それについては、別にやらなくていいですかということです。

清水会長

どうなんでしょうか。やらなくていいんですね。

事務局

そのように思います。

清水会長

ということだそうです。一般財源から国保に入っている、それはそれという考え方でいいんですね。

事務局

はい。

玉置委員

少子高齢化というけれども、少子だけであって、高齢者の方にはむしろ負担が重くな

っているわけです。1割が2割になっていますね。なおかつ、介護保険料などは年金から天引きされるということで、ますます厳しくなっているのに、少子高齢化とうたっているながら、少子の方は別の財源で助成して自己負担を無料にしているという、その部分はちょっと問題かなということがあるので。

逆に言えば、少子高齢化だから高齢者にも手厚くして、補助を一般財源から出して1割に据え置くとか、そういう方が、本来のバランスからするといいのではないかな、そういう議論が出るのではないかと思うのですけれどもね。

清水会長

ほかにいかがですか。

石田委員

先ほど聞き漏らしたかもしれないのですけれども、高齢者の1割負担の人が2割になる。基準収入額がある人は3割になる。その基準収入額の算定は要するに年金収入と別収入を合わせたものの税金から算定しているのですか、それとも、どういう算定法で基準額を算定しているのか、お聞きしたい。

事務局

同一世帯に課税所得145万円以上が一つの基準になってございます。そのほかに、課税所得が145万円以上であっても、総収入額が、世帯数によりましてけれども、2人以上の場合は520万円、お一人の場合は383万円未満である場合は、一般と同様な負担割合になるという定めになってございます。

石田委員

課税所得というのは前年度の課税所得で決めるのですね。

事務局

はい、そうなります。

石田委員

毎年変わることはあるわけですね。

事務局

高齢者の方の医療証につきましては毎年8月に更新になります。ですので、前年の所得額が判明した段階で、また負担割合について計算をさせていただいて、その結果に基づいて8月に医療証を送らせていただいております。ですから、この経過措置について

も 20 年 7 月までということで、現在この 8 月に、前年の所得に基づいて負担割合、一般または現役並みということで医療証を交付させていただいています。

石田委員

前年度が 1 割で、急に 3 割になったときの説明が余りないと、患者さんの方は非常に戸惑って、何でこんなに高いんだ、上がるんだということがわからない人が多いんですね。その説明をかなりしておくべきではないかと思います。前年度の収入によって急に変わるわけですから。

清水会長

個々に窓口で伺っている方がいらっしゃいますよね。

石田委員

自分では、何で 3 割になるのかわからないということをよく言われるのですね。その辺の説明がかなり必要ではないかと思います。

清水会長

その辺の広報活動というか。

事務局

お問い合わせのお電話等をいただくこともございます。その際には、所得に応じてというお話をさせていただいております。逆に、申請いただければ一般並みの負担に該当する方については、市から事前に御通知を差し上げて、申請していただくという形で P R の方はさせていただいています。

石田委員

申請というのは、自動的に決まるのではなくて、申請しないと出ないのですか。

事務局

先ほど言いました課税所得 145 万円の場合については、自動的なんですけれども、ただし書きのところ収入額と見比べもできます。収入額について該当するような方について通知を差し上げているという状況です。

石田委員

それは課税額が低いのに収入が多いということですか。

事務局

ですから、課税額が 145 万円を超えている方で、申請いただくと収入額の方で一般並

みの扱いができるという方について通知をさせていただいています。

石田委員

その辺がよくわからないのですね。自動的ではないんで、それでトラブルがかなりあると。

事務局

市報などでも周知は図っているのですけれども、なかなか見ていただけないというのが実情ですから。それで、ちょっと見ただけではなかなか……。

石田委員

周知を知らない人もいるんじゃないですか。

事務局

1割に減額される人についてはできるだけ個別周知を図っていますので、3割の人には全員通知を出しているのでしょう。

事務局

中にお知らせを入れているんですね。こういう基準でもってやっていますよというのを一律全部、医療証と一緒に送っています。わかりにくいか、わかりやすいかという点もございますので、今後ともわかりやすいように改善していきたいと思っております。

事務局

今、お知らせという通知文書の控えを持ってきますので、ごらんになってください。

金城委員

問題は二つあると思うんです。

一つは、実際に、一般並みでもらえるのに、いわゆる3割払っている人という問題。もう一つ、石田先生がお話しされたのは、診療所の窓口に来たときに、今まで1割負担だった人が3割になった場合の状況があって、それを本人が納得しないという問題。

だから、本人が1割から3割に変わった人の場合に一番 - 3割が1割になる分には別に問題はないと思うのですけれども、1割負担だったものが3割負担になったときに、本人がそれに納得するような方向の連絡はどうなっているのかというのが一つ。もう一つが、今話している、トータルで3割から1割に変える方向で何らかの処置をとっていますかということの二つが混乱しているのではないかという気がするのです。

事務局

見る人によって、自分が該当するかどうかというのはなかなかわからない部分がありますから、その辺のところは私どもの窓口とすると混乱するということがあります。その辺の周知方法は、できる限りホームページ、市報、それから各通知等の中には入れているのですが、その辺がなかなか難しいところがあるのかなと。あとは、電話等で問い合わせいただければ丁寧に説明いたします。

清水会長

していることはしているのですよね。

事務局

それはもちろんです。

清水会長

上がったときに皆さんびっくりして、きっと関心が向くのだろうと思います。

事務局

そこら辺は何度も何度も取り組まざるを得ないのかなと思います。

金城委員

上げたときの連絡というのは現在どのような形でされていますか。

事務局

個別に保険証を送りまして、そのときに連絡しています。保険証を送る時点で、おたくは今度は3割になりますよ、1割になりますよということは、個別的に保険証の中に同封しています。それをしっかり見てくれればいいのですけれども、「ああ、保険証が来た。どうせ1割だろう」ということで。

葛木委員

3年ほど前でしたか、老人保健で1割になったからということで1割の保険証をもらったんですよ。そうしたら突然、役所から、「あなたは3割になりました」という通知が来て、3割の保険証をくれたんです。そんなことから、個々に通知が来ているんじゃないかと思います。役所の方で出している。

石田委員

来ていても、わかりにくい。収入が幾らと言われても、本人はわからないわけですから、その辺の説明が足りないとトラブルがあるということなんです。もちろん、3割が

来るんだから、わかることはわかるのですよ。なぜ3割になるかということがわからない人が多いと。

清水会長

納得のいくまで聞いてこようという人ばかりはいないですからね。その辺ですよ。周知を徹底していただきたいということでお願いいたします。

事務局

先ほど御質問いただきました乳幼児医療費助成制度について御説明をさせていただきます。乳幼児医療費助成制度については、市内に住む義務教育就学前、6歳到達後、最初の年度末まで健康保険に加入されている乳幼児の方を対象として、助成範囲としては、保険診療の自己負担分ということで、現在3歳未満の方については2割、3歳以上の方については3割を助成するという制度でございます。そして、ことし、義務教育就学児医療助成制度というものが新たに10月から実施されます。こちらについては、市内に住む義務教育就学児6歳から15歳到達後、最初の年度末までということで、6歳から15歳の方を対象として自己負担分の3分の1を助成するという制度が今年10月からスタートするという事です。

玉置委員

そうすると、20年4月から、現状に比べて、6歳から15歳についての1割と、3歳から5歳の3割。市の国保から出る助成額はどのぐらいになるのですか。二つの助成にかかる費用というか、一般財源の費用ですけれどもね。

事務局

国保からは出ない一般財源の経費ですよ。全体の予算額ですよ。その辺が手元で把握できていないのですけれども。

清水会長

それは個人に行くんですよ。

事務局

そうです。保護者ですね。

清水会長

保護者に。だから国保の予算には直接は関係ないということですよ。

玉置委員

都と市と半々でしたっけ。

事務局

そうですね。

玉置委員

市の助成としては、その半分ぐらいなんですよね。その助成制度のために一般財源から市が出すお金というのは半分ぐらい。

事務局

100万円あれば50万円・50万円ということですね。当市が50万円。

清水会長

玉置委員、いいですか。

玉置委員

はい。

清水会長

今、皆様方の御質問に対するお答えが出ました。

事務局

これを回覧していただければと思います。こういう形で同封しております。

清水会長

ということで、今回覧させていただいております。

あとはいかがでしょうか。前回の諮問に関する質疑を継続して行っておりますけれども。もし御質疑がなければ、一部負担金の負担割合についての採択をさせていただこうと思うのですが、7月11日に諮問第1号でちょうどいしました「一部負担金の負担割合について」ということで三つございました。いかがいたしましょうか。

玉置委員

高齢者にはきついと思うのですけれども、これは国で決まった、国策レベルの問題なのでしょうがないですかね。反対したところでどうにもならない。

清水会長

前回も、最後にそういう御意見が出ました。それでは、諮問のとおり、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの未就学児と、現在1割負担の70歳以上の一般の被保険者を平成20年4月から2割負担とすることに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います

す。

(賛成者挙手)

清水会長

全員賛成ということで、それでは本協議会でこの内容を答申することといたします。

答申の文案については事務局にお願いいたします。

事務局

御用意させていただいておりますので、これからお配りいたします。

(答申文配付)

清水会長

それでは読み上げてください。

事務局

答申案につきまして読み上げさせていただきます。

(答申案を読み上げ)

清水会長

今読み上げていただきましたけれども、いかがでしょうか。この答申文で答申してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

清水会長

それでは答申をさせていただくのですが、市長が公用でいらっしゃらないということなので、いかがいたしますか。

事務局

代理として副市長の方でお受けさせていただきますので、よろしいでしょうか。

清水会長

いかがでしょうか。副市長がおいでになるということなので、副市長にお渡ししておこうと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

清水会長

では、そのようなことでお手配をお願いします。

事務局

御準備させていただきますので、10分ほど時間をいただきたいと思います。

清水会長

では10分ほど休憩させていただきます。

午後7時40分 休憩

午後7時50分 再開

(副市長入室)

清水会長

それでは、副市長に答申をさせていただこうと思います。

(会長、答申文を副市長に手交)

副市長

それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、市長は公務で出張しておりますので、私が答申書をお受けいたしました。副市長の加藤と申します。よろしくお願いいいたします。

委員の皆様方におかれましては、毎回夜遅くまで熱心に、西東京市の国保運営について御審議をいただいていると聞いております。この場をおかりして心から厚くお礼を申し上げます。

来年4月から後期高齢医療制度が創設され、都道府県を単位とした広域連合が運営を行うこととなります。75歳以上の国保、被用者保険に加入されている方が、この後期高齢者医療に移行することとなります。おおよそ1万5,000人ほどの国保加入者が移行されると聞いております。また、医療保険者に義務づけられた特定健診、特定保健指導も来年度実施され、5年後の平成24年度の目標値を、受診率65%、保健指導の実施率45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率10%と定められているところでございます。これらの目標値の達成状況によって、後期高齢者支援金の加算、減算を10%の範囲で行うこととなっているところでございます。いわゆるペナルティでございます。

このように、来年度は国保運営に多大な影響を及ぼす医療制度改革が行われますので、委員の皆様方におかれましては、保険料の賦課方式、料率などについて今後とも御審議をいただくこととなりますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

事務局

副市長は公務のため退席させていただきます。

(副市長退席)

(2) その他

清水会長

事務局、ほかに何かありますか。

事務局

資料3をもって、18年度の決算につきまして御報告させていただきます。

資料3「国民健康保険特別会計決算の概要」を説明させていただきます。

歳入総額が163億2,468万8,000円、歳出総額が159億1,884万円となり、歳入歳出差引額(形式収支)は、4億584万7,000円となりました。

歳入総額に占める各科目の構成比の順位は、国民健康保険料31.1%、国庫支出金22.2%、療養給付費等交付金20.7%、繰入金15.4%と続いており、この上位4款で89.4%を占めております。

歳出総額に占める各科目の構成比の順位は、保険給付費が63.7%と、最も高く、老人保健拠出金21.5%、介護納付金6.4%と続いており、この上位3款で91.6%を占めております。

なお、18年度の予算現額は162億5,648万4,000円で、歳入決算額の収入率は100.4%、歳出決算額の執行率は97.9%となりました。

下の表を見ていただきますと、歳入歳出ということで、各款の予算現額、収入済額の様子が掲載されております。

今申し上げましたように、18年度の歳入歳出におきまして、形式収支としては、4億584万7,000円ほど繰越金が出たという状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページを見ていただきますと、こちらに「科目別収納の状況」ということで掲載してございます。上の方が一般被保険者国民健康保険料、中ほどが退職被保険者等国民健康保険料、下段で合計という形で、現年度分、滞納繰越分についての調定額、収納額、収納率を記載してございます。

この中で、医療分決算額の一般を見ていただきますと、収納率が 88.7%ということですが、保険料算定の審議をいただきますときに滞納繰越分については 10 万円ということとさせていただいております。93%ほどの収納率を保険料の審議のときに用いさせていただいております。それに比べて現年が 88.7%という状況でございますが、滞納分、前年からの繰越分について 18 年度は 2 億 1,600 万円ほど収納がございました。この額を現年分に合わせますと、現年が 33 億 9,726 万 1,000 円ほどでございます。これと滞納繰越分の 2 億 1,600 万円を加えますと、36 億 1,390 万円になります。この額を調定額で割りますと 94.3%ほどの収納率として出てございます。

以上が保険料の収納の状況でございます。

右側が、(3)として「国庫支出金の状況」、その下段で(4)として「都支出金の状況」を記載してございます。18 年度においては財政調整交付金として 1 億 5,039 万 4,000 円の歳入がございました。こちらにつきましては、特別調整交付金という形で 8,058 万 6,000 円、18 年度歳入となりました。

下段の「都支出金の状況」におきましても、財政調整交付金の中身が 7 億 7,934 万 4,000 円となっております。こちらの内訳の中で特別調整交付金ということで 1 億 6,767 万 円が 18 年度歳入となりました。この特別調整交付金について御説明させていただきます。

事業実績が良好であり、積極的な努力が認められ、特別調整交付金 - この中でもいろいろ種類があるのですけれども、「その他特別の事情」という項目に該当してございますが、これが交付されたということでございます。事業実績が良好というのは、収納率、賦課割合、賦課限度額などの総合的に勘案して積極的な努力が認められるという状況の国民健康保険事業の執行、そのための体制整備などに積極的に取り組んだ保険者に対して特別調整交付金という形で、国・都から交付されます。西東京市におきましては、都の方からは毎年このような形で 1 億 6,000 万円も歳入になったことはございません。たまたま 18 年度取り組んでいた国保ヘルスアップ事業と市の方で取り組んだ内容が認められたということで、18 年度、国と都を合計しますと 2 億 4,825 万 6,000 円ほど特別調整交付金ということで当初見込んでいなかった歳入金がございました。

あわせて、療養給付費の割合が、5 ページを見ていただきますと、「療養諸費の状況」ということで、1.一般被保険者の欄で療養給付費、療養費という形で決算額を記載して

ございます。療養給付費については57億8,536万5,144円でございます。こちらについては、前年度と比べますと4,533万5,000円ほどの増ということで、伸び率的には0.78%で抑えられてございます。療養費については1億4,106万9,168円となりました。こちらについては前年度比1,442万8,440円ということで、伸び率として10.23%ほどの伸びがございました。当初私どもで見込んでおりました医療費の伸びよりも、決算的には保険給付費全体で見ますと3億円ほど、予算額に比べて執行が抑えられたという状況がございます。18年度においてはインフルエンザの流行もそれほどなかったということもあるのかなと感じておるところです。今年度、4億円ほど特別調整交付金とあわせて医療費の伸びが抑えられたことによって繰越金が出たと私どもでは分析しております。決算につきましては以上でございます。

引き続き、18年度、先ほど特別調整交付金の関係で申し上げましたが、国保ヘルスアップ事業ということで、保健事業で新たな事業を西東京市では取り組んでございます。これについては来年、20年度から新たに保険者に義務化されます特定健診、保健指導に結びつけたいということでヘルスアップ事業を18年度させていただきました。その状況について報告させていただきます。

事務局

A4、2枚、両面刷りの資料を配付させていただきました。平成18年度西東京市国保ヘルスアップ事業の実施結果について御報告させていただきます。スライド原稿を小さくしているものですから見にくい点があるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

上の段の実施概要図ですが、18年度西東京市国保ヘルスアップ事業では、まず市報等による公募等によりまして、生活習慣に関する問診を全体で400名の方にお送りいたしました。結果に基づき生活習慣改善のためのアドバイスも返送しております。発送が398名に対して結果を返信したものが127名ということです。398名のうち約300名は基本健康診査の結果から抽出して、健康推進課の方からの送付ということになります。あわせて市報で募集した人が100名、トータルが398名ということです。一般公募の方からは76%の返信がありました。一方、基本健診からの抽出の方が15%と、低調で、ちょっと気になっているところです。

下の参加者の募集の状況ですが、教室参加型に30名、通信教育型に30名ということ

で、計 60 名の募集を行い、それぞれ教室型が 30 名、通信型が 28 名ということで決定しております。この際、社会保険加入の方は除かせていただきました。

1 枚めくっていただいて、2 ページをごらんください。上段の写真は教室型の実施風景です。教室型では説明が 1 日、教室プログラムが 4 日、計 5 日間の内容で実施いたしました。プログラム中は毎回、グループワークを実施し、開催日と開催日の間には支援レターを送るなど、参加者の目標達成に向けた支援を行いました。また、参加率アップのために開催前に電話連絡を行うなどして継続に努めていただいております。

下の欄の実施結果 1 ですが、継続率は教室型で 63%、通信型で 82%。辞退理由は下の欄に書いてあるとおりでございます。必ずしも継続率が高いとは言えず、今後についての課題が残った状態になります。

続いて 3 ページをお開き願います。実施結果 2 については、体重・複囲・BMI の変化をまとめたものです。わずかではありますが見られいております。また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の人数も、両コース合わせて 6 人減少となっております。

下の段に進みまして、平成 19 年度の取り組みということですが、ことしの国保のヘルスアップ事業については、昨年、ほとんど業者委託にしたということもあって、いわゆるパッケージ化された内容に沿って保健指導プログラムを実施したわけですが、平成 20 年度から新たに特定健診、特定保健指導が始まるということもありまして、私ども、衛生部署の保健師の方で企画力、実行力、指導力あるいは評価力の向上を図りたいという現場からの要望もありまして、ことしについては直営で実施いたします。昨年は修了生が 42 名ほど最終的には修了したわけですが、その方たちにもことし御案内させていただいて、フォローアップを兼ねたヘルスアップサポーターとして参加を呼びかけております。

最後が、平成 19 年度の個別健康支援プログラムの実施概要図です。8 月 1 日号の市報の一面をごらんいただいているかと思っておりますけれども、こちらの方でまた公募させていただきました。78 名の応募があり、昨年度の基本健診からの抽出 480 名、それから国保のヘルスアップ事業修了者 42 名、この 3 グループ、合計 600 人に対して 8 月 19 日に生活習慣アセスメント票を郵送したところでございます。今後、教室参加への 30 名を決定し、10 月以降、小集団教室の方に移ってまいりたいと考えています。

事務局

決算関係とヘルスアップ事業について報告は以上でございます。

清水会長

ヘルスアップ事業と決算についての御報告をいただきました。御質問がありましたらどうぞ。ヘルスアップ事業に結構申込者があるんですね。いかがでしょうか。決算についても結構です。

玉置委員

個別支援なのですけれども、これは実際にはどのぐらいの工数というか、それを考えて、特定健診にあったように個別ごとに20分でしたっけ。それ掛ける人数でどのぐらいの工数を予定していますか。

事務局

1回目が11月8日個別支援で、120ポイント分の内容となります。詳細な積み上げについては個別面談やグループワーク、そしていわゆる電話Bという形で、1回やると20ポイントつくものを支援で賄っていく予定でございます。

玉置委員

11月8日には実際には何名ぐらいの個別支援を計画しているのですか。

事務局

現在ですと30名を予定しています。

玉置委員

面談する人は保健師さんですか。

事務局

そうです。

金城委員

生活習慣の問診票というのは、その対象者だけに送られるのですか。

事務局

そうですね。対象の人というか、市報で募集したもの、基本健診から抽出したもの、それから昨年度の修了者という3グループになります。

石田委員

30名はどういう。

事務局

これは、返ってきたアセスメント票から分析して、生活習慣の改善が必要な者、上位から 30 名あるいは強く参加を希望される方の中からということになります。

石田委員

男女比は半々ぐらいですか。

事務局

特にその設定はしてありませんが、参加の状況を見るとやはり女性の方が多いようです。

石田委員

男性はなかなか参加できないんじゃないですか。

事務局

そうですね。去年を見ますと、仕事を持っていらっしゃる方は通信型に参加されたということがあります。ことしは直営でなかなか通信型ができないということもあって、小集団の 30 名ということで。

石田委員

恐らく特定保健指導などの場合も、働く男性をいかに指導できるかということがポイントになるんじゃないですか。

事務局

多様なメニューの検討が必要になってくると思います。日中の平日だけでは、改善を必要とするところに十分手が届かないことが想定されますので、多様なメニューの選定が必要かなと思われれます。

玉置委員

時間外の対応はしていないんですよ。

事務局

ええ、19 年度は時間外は対応できません。

玉置委員

特定健診では時間外も対応するようにしなさいという指導ですね。

事務局

そうですね。IT を駆使しながら。

石田委員

決算ですが、この決算報告によると、歳入歳出の面で黒字になっていますけれども、今までは前年度とかその前もずっとこういう感じなんですか。

事務局

黒字で。17年度決算は7,500万円、その前がたしか2億3,000万円ほどの黒字といいますか。

石田委員

大体黒字で推移している。

事務局

そうです。繰上充用まではいいおりませんので赤字にはなっていない、ならないようにしていると。

石田委員

実際はどうなんですか。

事務局

一般会計から繰り入れしていただいておりますので。

石田委員

そこが問題なんです。これは黒字ですけどね。

玉置委員

繰り入れが増えているのか減っているのか。

石田委員

繰り入れの問題ですよ。

清水会長

繰り入れは増えたんです。

石田委員

保険給付費はどうなんですか。年々増えているのですか。

事務局

給付自体は18年度は0.78%伸びているのです。例年、当初見込んでいたのは5%ほどの伸び。診療報酬が3.17%ほど下がるということで見えておったのですけれども。

石田委員

一般会計からの繰り入れがあって何とかなっているのだと思うのですが、来年度から特定健診等に対してかなりの予算がかかると思うんです。その辺はどういうふうにする予定なのか、早目に予算案を立てていただかないと、まともな特定健診ができないのではないかと思います。

清水会長

この後、特定健診と特定保健指導について、あとは後期高齢者医療制度についての御説明をしていただこうと思っています。予定しましたきょうの協議会の内容は終わりましたので、協議会は締めていいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

4 閉会

清水会長

では協議会は閉会します。

午後 8 時 20 分 閉会